

# 年俸の支給に関する規程

## (総則)

第1条 公益財団法人さわやか福祉財団（以下「本財団」という。）に雇用されて常時勤務する職員（以下「常勤職員」という。）に対する報酬の支給は、この規程の定めるところによる。

## (報酬の形態)

第2条 常勤職員に対する報酬は、年俸及び諸手当とする。

## (年俸)

第3条 年俸額は、当該年度における実績に基づいて定める。

## (諸手当)

第4条 年俸のほか、諸手当として通勤手当を支給する。

## (報酬の計算)

第5条 各年度当初において、常勤職員の能力に対応して、年俸基本額を定める。

2 常勤職員が求めるときは、毎月、年俸基本額の8割を12分した額に諸手当の額を加えた額を支給する。

## (年俸の決定基準)

第6条 年度当初に策定される常勤職員の年間業務（以下「目標業務」という。）に対応して、年俸基準額を定める。目標業務が、当該常勤職員の能力相応であるときは、年俸基準額は年俸基本額と同額とし、これを超えるときはその程度に応じて増額し、これより低いときは同様に減額することとする。

2 年度終了時すみやかに目標業務の達成度を評価し、その達成度に応じて年俸基準額を増減して、当該年度における年俸額を定める。

3 年度の途中において目標業務を増やし又は減らしたときは、その実績を加味して年俸額を定める。

(年俸の支給)

第7条 年俸額が定められたときは、すみやかに、第5条第2項に基づいて支給された額を差し引いた残額を支給する。

2 年俸額が年俸基本額の8割に満たないときは、その額を、年俸基本額の6割を限度として、翌年の支給額から差し引く。

(年俸の決定)

第8条 年俸基本額、年俸基準額、年俸額、目標業務及び業務達成度は、本財団の職員その他の関係者及び当該常勤職員の意見を十分聴した上、事務局長の補佐を受けて理事長が決定する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年6月18日から施行する。